

契 約 書 (案)

1. 件 名 電子複写機賃貸借契約
2. 契約対象物件 (メーカー名) 電子複写機 (型番) 1台
3. 設 置 場 所 鴨川消防署
千葉県鴨川市横渚 1393 番地
4. 契 約 期 間 自令和 5年10月1日
至令和10年9月30日
5. 賃 貸 借 料 金 月 額 金 円
(内消費税 円)
契 約 期 間 総 額 金 円
(内消費税 円)

上記の消費税額は、賃貸借料金に消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づく率を乗じて得た額である。

安房都市広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）と、
（以下「受注者」という。）との間において、（メーカー名）電子複写機（以下「複写機」という。）の賃貸借について、下記条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約は、受注者が、受注者所有の複写機を発注者の使用に供し、適切な操作方法を指導し、発注者がこれに対して賃貸借料金を受注者に支払うものとする。

（賃貸借料金の請求）

第2条 受注者は、毎月末日において賃貸借料金を発注者に対して請求する。

（賃貸借料金の支払）

第3条 発注者は、受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内にこれを支払うものとする。

（特約事項）

第4条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であり、この契約の締結日の属する年度以降において、歳出予算の当該予算について減額又は削除があった場合には、発注者は、変更又は解除することができる。この場合

において、発注者は、変更又は解除しようとする会計年度の開始前までに、受注者に通知しなければならない。この場合の契約変更又は契約解除において受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

(その他)

第5条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議の上定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成して、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。
なお、この契約書の効力は、令和5年10月1日から発生するものとする。

令和 年 月 日

発注者 千葉県館山市館山1564番地の1
安房郡市広域市町村圏事務組合
理事長 森 正 一

受注者

契 約 書

1. 件 名 電子複写機保守及び使用料の単価契約
2. 契約対象物件 (メーカー名) 電子複写機 (型番) 1台
3. 設 置 場 所 鴨川消防署
千葉県鴨川市横渚 1393 番地
4. 契 約 期 間 自令和 5年10月1日
至令和10年9月30日
5. 使 用 料

摘要種別	印刷枚数範囲	単価	基本料金
モノクロ	一 律	円	円 (モノクロ 2,000 枚)
カラープリント		円	
カラーコピー		円	

合計金額が基本料金を下回る場合は、基本料金を請求するものとする。

なお、印刷単価は印刷しようとする用紙のサイズのいかんにかかわらず同じものとする。

安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）と、

（以下「受注者」という。）との間において、（メーカー名）電子複写機（以下「複写機」という。）の保守及び消耗品の供給について、下記条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約は、受注者が、受注者所有の複写機を発注者の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写機に必要な消耗部品を円滑に供給するものとする。

（使用料の請求）

第2条 受注者は、毎月末日に発注者の職員の確認を受けて複写枚数を算出し、それに消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づく率を乗じて得た額を発注者に対して請求するものとする。なお、請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

2 トナー等複写機を使用するに伴って消費される消耗部品の料金及び保守に伴う料金は前項

の使用料に含まれるものとする（用紙及びステイプル針は除く）。ただし、受注者は、発注者の故意や重過失による複写機又は消耗部品の故障に伴う修繕料については別途請求できる。

（複写料金の支払時期）

第3条 発注者は、受注者から適法な請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。

2 発注者が、受注者の支払請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、訂正のため返付することができる。この場合、その支払請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。

（支払いに対する遅延利息の額）

第4条 発注者が前条の期日までに対価を支払わない場合は、遅延利息として約定の支払時期到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に財務大臣が決定する率を乗じて得た額を支払うものとする。ただし、その支払時期までに支払わないことが、天変地異等やむを得ない事由による場合は、その事由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

（複写機の保守）

第5条 受注者は、複写機を発注者が常時正常な状態で使用できるよう保守を行うために、技術者を設置場所に派遣して点検及び調整を行わなければならない。

2 複写機が故障した場合は、発注者の請求により受注者は直ちに技術者を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

（消耗品の供給）

第6条 ドラムは、受注者の技術者の点検、又は発注者の通知に基づき印刷の質の維持のため、受注者が必要と認めた時は、受注者はこれを取り替えるものとする。

2 その他の消耗品については、受注者の指示する者の巡回、又は発注者の申し出によって予備手持品の不足を知った時は、受注者は、当該消耗品を供給するものとする。

（消耗品の所有権）

第7条 消耗品の所有権は受注者に属し、発注者はそれを善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

2 発注者は、消耗部品が受注者の所有であることを示す表示等を棄損する等の行為及び消耗品を他に流用してはならない。

（機密の保持）

第8条 受注者は、保守の実施にあたって知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 契約期間満了後、複写機を設置場所から撤去する際には、受注者は速やかに複写機内部の

記憶媒体に蓄積された記録を確実に削除し、また発注者に対してそれを行った旨の証明書を交付しなければならない。なお、複写等をした後、直ちに記憶媒体内の記録が消去される機能を備えた複写機の場合はこの限りでない。

(消耗部品の返還)

第9条 発注者は、この契約が終了したときは、消耗部品を速やかに受注者に返還しなければならない。

(特約事項)

第10条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であり、この契約の締結日の属する年度以降において、歳出予算の当該予算について減額又は削除があった場合には、発注者は、変更又は解除することができる。この場合において、発注者は、変更又は解除しようとする会計年度の開始前までに、受注者に通知しなければならない。この場合の契約変更又は契約解除において受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

(その他)

第11条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議の上定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成して、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。
なお、この契約書の効力は、令和5年10月1日から発生するものとする。

令和5年 月 日

発注者 千葉県館山市館山1564番地の1
安房郡市広域市町村圏事務組合
理事長 森 正 一

受注者